

第 1 章 総 則

1-1 指針の目的

本指針は、北海道の道路緑化の一般的技術的基準を定め、その合理的な整備及び管理に資することを目的とする。

[解 説]

本指針は、『道路緑化技術基準について』（平成 27 年 3 月 31 日）を基礎とし、積雪寒冷地という北海道の特殊な気象条件、北海道における道路の交通機能、構造、沿道環境等を十分考慮し、適正な道路緑化を進めるに当たっての植栽計画、設計、施工、管理に関する一般的基準を定めたものである。

本指針は、今後整備を進める道路において道路計画の一環として考慮されるべきものである。

【平成 27 年 3 月告示「道路緑化技術基準」の概要】

1. 基準の改正の背景

(1) 道路緑化の推進により、一定のストックが形成の一方、以下のような課題

- ① 植栽構成の画一化
- ② 剪定・除草が行き届かず、見通しの阻害、通行の支障、景観の悪化
- ③ 高齢木の増加により、倒木や落枝の発生

(2) 現行基準は昭和 63 年以降改正されておらず、仕様、性能、解説が混在

2. 改正の方向性

道路交通機能の確保を前提にしつつ、緑化に求められる機能を総合的に発揮させ、「道路空間や地域の価値向上」に資するよう道路緑化に努める。

- ① 植栽構成（高木、低木の構成内容等）を一律に規定する考え方から、地域の特性を考慮した適切な植栽構成に転換。
- ② 「植栽の健全な育成」とともに、「道路交通の安全の確保」により重点を置く
- ③ 管理基準を明確化するとともに、適切な更新の実施を記載
- ④ 道路管理者へ通知する基準として、シンプルで分かりやすい記載に見直し

1-2 適用の範囲

本基準は、北海道の道路において、緑化を図る場合に適用する。なお、法面緑化及び防災林の造成については、本基準の対象外とする。

[解 説]

本指針は、北海道において一般道路及び自動車専用道路等を新設し、または道路の拡幅等の改築を行い、緑化をはかる場合に適用するものとする。既存の道路に植栽する場合、または既存の植栽の管理等においても、本指針の趣旨にかんがみ、これを準用することが望ましい。

ただし、切土法面の安定を目的とする草本緑化および木本緑化については、寒地土木研究所「北海道の道路緑化に関する技術資料（案）」（2011）、北海道開発局「道路設計要領」、社団法人日本道路協会「道路土工一切土工・斜面安定工指針」（2009）等を参照のこと。

また、防災林（防雪林）に関しては、寒地土木研究所「道路吹雪対策マニュアル 平成23年度版」（2011）等を参照のこと。

1-3 用語の定義

1. 道路緑化

道路において、樹木、地被植物若しくは草花（以下、「樹木等」という。）保全又は植栽し、これらを管理することをいう。

2. 道路植栽

道路用地において、保全又は植栽され、管理された樹木等をいう。

3. 高木

道路植栽のうち、主に並木等の単木として使用する樹木をいう。

4. 低木

道路植栽のうち、主に列植や群植として使用する樹木をいう。なお、一定の樹高を有し遮蔽機能を有するものを中木とよぶこともある。

5. 地被植物

道路植栽のうち、芝（主にイネ科草本）、木本植物（主に低木）、草本植物、つる性植物、ササ類等の地表面を被覆する植物をいう。

6. 草花

道路植栽のうち、花苗等の観賞目的で植栽される草本植物をいう。ただし、6の地被植物を除く。

7. 植樹帯

高木、低木、芝等を植栽するために設けられる帯状の道路の部分进行いう。

専ら良好な道路交通環境の整備または沿道における良好な生活環境の確保を目的として、樹木を植栽するために縁石線又はさくその他これに類するも工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分进行いう。

8. 植栽地

道路において、樹木等を保全又は植栽する場所进行いう。

9. 街路樹

道路用地の中に列状に植栽される高木进行いう。

10. 環境施設帯

植樹帯、路肩、歩道、副道等で構成される、幹線道路における沿道の生活環境を保全するための道路の部分进行いう。

11. 植栽基盤

植物の根が支障なく伸長して、水分や養分を吸収できる土壌条件を備えている土層进行いう。

[解 説]

使用する用語は、「H27 道路緑化技術基準」からの引用を基本としたが、簡略化されたことから「道路緑化技術基準・同解説」等関連資料からも引用して、補完した。

(1) 「H27道路緑化技術基準」から引用した。

(2) 「H27道路緑化技術基準」から引用した。「道路緑化」の定義内容からみると、「道路に

において樹木、地被植物若しくは草花を植え付ける行為」ともとれる。

(3) 「H27道路緑化技術基準」から引用した。「道路緑化技術基準・同解説」では、「樹高3m以上の樹木」としていた。

(4) 「H27道路緑化技術基準」の「中・低木」を一部加筆した。

高木・低木の概念は、明確に定められておらず、分野によってその定義が異なっており、多くは中木の概念はない。また植栽材料となる公共用緑化樹木等の規格基準においても、中木の定義はない。基本的には植える時の形状ではなく、成長した段階の樹高から区分するのが一般的である。「道路緑化技術基準・同解説」では、植物利用の側面から、「中木」は「樹高1m以上3m未満の樹木」、「低木」は「樹高1m未満の樹木」としていた。道路緑化に関する多くの資料では、依然「中木」が使われていることから、今後の記載においても、慣用に従い用いることとする。その場合の考え方は、「道路緑化技術基準・同解説」による。

表 1-1 高木・中木・低木の定義の比較

	「道路緑化技術基準・同解説」	「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説」	学術用語(例)※
高木	樹高 3m 以上の樹木	樹高が高く幹と樹冠との区別が明らかな樹木	「高木 (arbor)」主幹が明瞭で高さ 8m 以上になる樹木。 「亜高木 (subarbor)」主幹が明瞭で高さ 3~8m になる樹木。
中木	樹高 1m 以上 3m 未満の樹木	なし	なし
低木	樹高 1m 未満	根元から数本の幹が叢生し樹高は高くなり幹と樹冠の区別が不明瞭な樹木	「低木 (shrub)」ふつう根際または地下部で数本の幹が分かれて生じ、主幹が明瞭ではなく高さ 0.3~3m の樹木。 「亜低木 (undershrub)」低木同様主幹が明瞭でなく、茎は根際または地下部で分枝するが、茎の下半分または根際近くだけが木化する植物。

出典：「道路緑化技術基準・同解説」340pp, 1988, 社団法人日本道路協会

国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課緑地環境室「公共用緑化樹木等品質寸法等規格基準(案)の解説(第5次改訂対応版)」212pp, 2009, (財)日本緑化センター

※の出典：清水建美「図解 植物用語辞典」323pp, 2001, 八坂書房

(5) 「道路緑化技術基準」の「地被植物」に芝を説明する「イネ科植物」、木本植物を説明する「主に低木」を加筆した。「道路緑化技術基準・同解説」では、「地表面及び壁面を被覆目的で植栽される植物(芝を除く)をいう。」としていた。今回の改訂では、「芝」も含める記述となった。今回の改訂では、高木の下地の地際を被覆する植物のうち、観賞目的の強い「草花」以外をまとめて「地被植物」ととらえた。

(6) 「道路緑化技術基準」の「草花」に一部加筆した。「道路緑化技術基準・同解説」では、

「花及びそれに類するものを観賞する目的で植栽される草本植物をいう。」としていた。今回の改訂では、高木の下の地際を被覆する植物のうち、特に観賞目的が強い、花苗等のことを「草花」ととらえた。

- (7) 「道路構造令の解説と運用」から引用した。道路用地に緑化できる空間として位置づけられたものであり、「道路緑化技術基準・同解説」によれば、歩道上に設けられる植樹柵と区別されるほか、交通島や分離帯はたとえ樹木等が植栽されていても、その設置目的を異にするためこれに含まれない。

出典：「道路構造令の解説と運用」680pp, 2015, 公益社団法人 日本道路協会

- (8) 「H27道路緑化技術基準」から引用した。
- (9) 「道路緑化技術基準・同解説」から引用した。なお、「道路緑化技術基準・同解説」での「植樹柵」の定義は、「主として街路樹（並木）を植栽するために、歩道、自転車道及び自転車歩行道の一部に縁石等で区画して設けられる植栽地」をいう。
- (10) 「H27道路緑化技術基準」から引用した。
- (11) 「H27道路緑化技術基準」から引用した。